

流山市事業者グループ提案型売上アッププロジェクト応援補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格・物価上昇等による影響を受け、経済活動の縮小に直面する中、事業者グループの自主的な事業活動の促進を図り、もって地域経済の活性化に資するため、事業者グループが提案する商品・サービスの開発、販路拡大等の売上アップを目指した新たな取組に要する経費の一部に対し、流山市補助金等交付規則（昭和42年流山市規則第14号。以下「規則」という。）に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業者グループ」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 3者以上の法人又は個人事業主で構成されるグループ（過半数以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で構成されるものに限る。）
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体
- (3) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- (4) その他市長が適当と認めるグループ

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、事業者グループ（その構成員たる事業者（以下「構成事業者」という。）が次に掲げる要件を全て満たしているものに限る。）を代表する者とする。

- (1) 市内に事業所を有していること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 会社更生法 (平成 1 4 年法律第 1 5 4 号) 第 1 7 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 1 1 年法律第 2 2 5 号) 第 2 1 条の規定による再生手続開始の申立てがなされているものでないこと。

(5) 代表者 (法人である場合はその役員を含む。) が、流山市暴力団排除条例 (平成 2 4 年流山市条例第 2 5 号) 第 2 条第 3 号の暴力団員等又は同条例第 9 条第 1 項の暴力団密接関係者のいずれでもないこと。

(補助対象事業)

第 4 条 補助の対象となる事業 (以下「補助対象事業」という。) は、事業者グループが提案する商品・サービスの開発、販路拡大等の新たな取組をする事業 (次に掲げる事業は除く。) であって、地域経済の活性化に資すると市長が認めるものとする。

(1) 政治的活動及び宗教的活動を行う事業

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律 (昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号) に基づく許可又は届出を要する事業

(3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

(補助対象経費)

第 5 条 補助の対象となる経費 (以下「補助対象経費」という。) は、次に掲げる経費であって、補助対象事業を行うために市長が必要かつ適当と認めるものとする。

(1) 備品購入費 (税込単価 1 万円以上のものに限る。)

(2) 委託費

(3) 消耗品費 (税込単価 1 万円未満のものに限る。)

(4) 印刷製本費

(5) 外部講師への謝礼その他の謝金

(6) 賃借料

(7) 賃金 (総事業費の 1 割以内の範囲内の額に限る。)

(8) 旅費・交通費 (総事業費の 2 割以内の範囲内の額に限る。)

(9) 役務費

(1 0) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費の合計額 (国、県その他の団体が

ら当該補助対象経費について補助金等の交付を受ける場合は、その額を除いた額)に3分の2を乗じて得た額(当該額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額)又は200万円のうち、いずれか低い方の額とする。

(申請期限)

第7条 補助対象者が補助金の申請をしようとするときは、市長が別に定める期限までに申請しなければならない。

(手続)

第8条 補助金の申請その他の規則で定める手続及び当該手続に使用する様式は、別表に定めるとおりとする。

(交付決定を受けた者の協力)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、補助対象事業の実施に関する資料の提出その他の協力を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第8条関係）

手続の 区分	使用する様式の名 称	添付書類	様式 番号
申請 (規則 第3条)	流山市事業者グル ープ提案型売上ア ッププロジェクト 応援補助金交付申 請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 ・ 全構成事業者の誓約書 ・ 全構成事業者が市内に事業 所を有していることを証す る書類 ・ 全構成事業者が市税を滞納 していないことを証する書 類（市長が公簿等により滞 納がないことを確認するこ とに同意した場合を除く。） ・ 補助対象経費の算定根拠が 分かる書類 ・ 補助対象経費について国、 県その他の団体から交付決 定を受けている場合は、そ の交付決定通知書等の写し ・ その他市長が必要と認める 書類 	別 記 第 1 号 様 式
決定通 知(規則 第6条)	流山市事業者グル ープ提案型売上ア ッププロジェクト 応援補助金交付決 定（申請却下）通 知書		別 記 第 2 号 様 式
変更等 承認申 請	流山市事業者グル ープ提案型売上ア ッププロジェクト 応援補助金変更等 承認申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更事業計画書 ・ 変更が分かる資料 	別 記 第 3 号 様 式

変更等承認決定通知	流山市事業者グループ提案型売上アッププロジェクト 応援補助金変更等承認決定（申請却下）通知書		別記 第4 号様 式
実績報告（規則第12条）	流山市事業者グループ提案型売上アッププロジェクト 応援補助金実績報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・実施事業内訳書 ・事業の実施が分かる資料や写真 ・補助対象経費を支払ったことが分かる書類 	別記 第5 号様 式
確定通知（規則第14条）	流山市事業者グループ提案型売上アッププロジェクト 応援補助金交付確定通知書		別記 第6 号様 式
交付請求（規則第15条）	流山市事業者グループ提案型売上アッププロジェクト 応援補助金交付請求書		別記 第7 号様 式